

2018_11 ベスト懸賞_解答・解説

No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
(3)	(5)	(1)	(4)	(4)	(2)	(3)	(1)	(5)	(2)
正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率
82%	82%	89%	78%	89%	98%	89%	96%	92%	98%

1 経済的自由権 正解 (3)

- (1) 正しい。 居住・移転の自由（憲法 22 条 1 項）は、経済的自由のみならず、移動の自由という意味での人身の自由、移動により知的な接触の機会を得るという意味での精神的自由の性質も有する。
- (2) 正しい。 憲法 22 条 1 項は、「何人も、公共の福祉に反しない限り」居住・移転の自由を有すると規定し、制約の例として、懲役刑・禁錮刑による刑事施設への拘置、感染症患者の隔離入院等がある。
- (3) 誤り。 判例は、選択した職業を遂行する自由、すなわち営業の自由も職業選択の自由に含まれるとする（最大判昭 50・4・30）。
- (4) 正しい。 憲法 29 条 1 項の「財産権」の保障は、個人の個別財産の保障のみならず、私有財産制度の保障という側面を有する。
- (5) 正しい。 病院・学校・公園等の建設のような公共事業だけでなく、全体の目的が社会公共の利益のためであれば、特定の個人が受益者になる場合でも、憲法 29 条 3 項の「公共のために」といえる。

2 天皇の国事行為 正解 (5)

- (1) 正しい。 枝文のとおり（憲法 7 条 1 号）。
- (2) 正しい。 枝文のとおり（憲法 6 条 1 項）。
- (3) 正しい。 枝文のとおり（憲法 7 条 3 号）。
- (4) 正しい。 枝文のとおり（憲法 7 条 6 号）。
- (5) 誤り。 「天皇は、内閣の指名に基づいて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。」（憲法 6 条 2 項）。これに対し、最高裁判所の長たる裁判官の「罷免」は、天皇の国事行為とされていない。

3 国家賠償 正解 (1)

- (1) 誤り。 国家賠償請求においては、国又は公共団体が当該公務員に代わって賠償の責任を負い、当該公務員は、行政機関としての地位においても、個人としての地位においても賠償責任を負わない（最判昭 30・

4・19)。

- (2) 正しい。 国賠法1条1項の「違法」とは、法律、慣習、条理ないし健全な社会通念等に照らし客観的に正当性を欠くことをも包含する（東京地判昭51・5・31）。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。公務員の不法行為と損害との間には、因果関係が存在しなければならない。
- (4) 正しい。 国賠法上の「公務員」（国賠法1条1項）とは、国公法・地公法等により公務員の身分が定められている者に限定されず、公権力の行使を委ねられている者を広く含む。
- (5) 正しい。 枝文のとおり（国賠法4条）。

4 保 護

正解（4）

- (1) 正しい。 警職法3条1項は「これを保護しなければならない。」と規定しており、本条の保護は、警察官の権限であると同時に義務でもある。
- (2) 正しい。 警職法3条2項の「家族、知人、その他の関係者」とは保護責任を負う者の例示であり、勤務先の雇用主や上司、学校の教師等も、要保護者に対する保護責任が認められるのであれば、「その他の関係者」に含まれる。
- (3) 正しい。 警職法3条1項1号にいう「泥酔」とは、社会通念上深酔いした状態を意味し、正常な判断能力・意思能力を欠く程度に酔った状態であれば足りる（大阪地判平5・7・12）。
- (4) 誤り。 警職法3条1項1号の「危害を及ぼすおそれ」は、保護の時点で存在していなければならない。現実の保護の時点で「危害を及ぼすおそれ」が消滅していたのであれば、1号該当者と認められず、保護することはできない。
- (5) 正しい。 警職法3条1項の「適当な場所」とは、保護するのに適当な場所という意味であり、警察署、病院、救護施設等が付近にない場合、公民館を利用したり、民家や旅館等を借り受けたりして保護場所とすることができる。

5 中止未遂

正解（4）

- (1) 正しい。 枝文のとおり（刑法43条ただし書）。
- (2) 正しい。 中止未遂（刑法43条ただし書）が成立するためには、中止が自己の意思によることが必要である（任意性）。
- (3) 正しい。 強制性交等罪（刑法177条）の犯人は、被害者が抵抗しても性交等の行為を行うのが通常である。憐憫の情から中止行為に及んだ

場合は、一般人を基準とするならば、外部的障害がないのに犯罪を中止したものとして任意性が認められ、中止未遂が成立する。

- (4) 誤り。 日柄が悪いことは、一般人を基準とするならば、犯行を思いとどまらせるほどの障害とはいえ、任意に中止したものとして中止未遂が成立する。
- (5) 正しい。 実行行為は終了したが、いまだ結果は発生していない場合を実行未遂という。実行未遂の場合に「犯罪を中止した」(刑法 43 条ただし書) というためには、結果発生防止に向けた真摯かつ相当な努力が必要となる。

6 暴行罪・傷害罪

正解(2)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。暴行罪(刑法 208 条)の「暴行」は、人の身体に向けられた不法な有形力の行使(狭義の暴行)を意味する。
- (2) 誤り。 暴行罪(刑法 208 条)の「暴行」は、肉体的・生理的苦痛を与えるようなものに限らず、単に相手方において受忍すべきいわれない不快・嫌悪の情を催させる行為も含まれる(福岡高判昭 46・10・11)。
- (3) 正しい。 公務執行妨害罪(刑法 95 条 1 項)、強盗罪(刑法 236 条)などのように、暴行が構成要件となっている犯罪については、手段としての暴行行為はこれらの罪に吸収される。
- (4) 正しい。 判例は、一時的な精神的苦痛やストレスを感じたという程度にとどまらず、……精神疾患の一種である外傷後ストレス障害(PTSD)の発症がみとめられた」事案に関し、傷害罪(刑法 204 条)の成立を肯定した(最判平 24・7・24)。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。暴行によらない性行為によって性病を感染させた場合にも傷害罪(刑法 204 条)が成立する(最判昭 27・6・6)。

7 窃盗罪

正解(3)

- (1) 正しい。 窃盗罪(刑法 235 条)の「財物」とは、刑法的保護に値する財産価値を有するものを指し、悪用のおそれの防止といった消極的な価値を有するものも含まれる(東京高判昭 54・3・29)。
- (2) 正しい。 枝文のとおり(刑法 242 条、235 条)。
- (3) 誤り。 本のように、容易にかばんの中に入れられる大きさ、形状のものについては、手にとりかばんの中に入れようとしただけで、窃盗罪(刑法 235 条)の実行の着手が認められる。
- (4) 正しい。 土蔵、倉庫や金庫室のように、社会通念上その内部に財物があることが確実視されるような場所については、その場所に侵入する

こと自体が窃盗罪（刑法 235 条）の実行の着手に当たる（名古屋高判昭 25・11・14）。

- (5) 正しい。すり犯人が、単なる当たり行為をしただけでは、窃盗罪の実行の着手は認められないが、枝文のように、現金がそこにあることを知ったうえでポケットの外側に手を触れた場合には、実行の着手が認められる（最決昭 29・5・6）。

8 勾留

正解（1）

- (1) 誤り。勾留が認められるためには、「被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由」が認められる場合において、①被疑者が定まった住居を有しないこと、②被疑者が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があること、③被疑者が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があること、のいずれかの要件が充足されていれば足りる（刑訴法 207 条 1 項・60 条 1 項）。
- (2) 正しい。枝文のとおり（刑訴法 208 条 1 項）。例外として、検察官の請求により、通じて 10 日間を超えない範囲で期間の延長が認められる（刑訴法 208 条 2 項）。
- (3) 正しい。枝文のとおり（刑訴法 208 条 1 項）。起算日は、「勾留を請求した日」であり、勾留状が発付された日ではない。
- (4) 正しい。枝文のとおり（刑訴法 429 条 1 項 2 号）。
- (5) 正しい。枝文のとおり（刑訴法 207 条 1 項・73 条 3 項）。

9 照会

正解（5）

- (1) 正しい。刑訴法 197 条 2 項の規定では、照会の主体は捜査機関に限定されているが、その資格については何ら限定されていない。
- (2) 正しい。照会を行う場合において、必要があるときは、みだりにこれらの情報を漏らさないよう求めることができる（刑訴法 197 条 5 項）。
- (3) 正しい。「公私の団体」（刑訴法 197 条 2 項）については、法人格の有無を問わない。
- (4) 正しい。「公務所」（刑訴法 197 条 2 項）とは、裁判所、検察庁などの国家機関のほか、地方公共団体の機関も含み、警察もこれに含まれる。
- (5) 誤り。郵便局が取扱中の郵便物について、捜査機関の照会に応じて受取人の氏名等を回答することは、憲法 21 条 2 項後段の通信の秘密及び郵便法 8 条 2 項の守秘義務に反することになるから、捜査機関は照会することはできない。

10 女子の身体捜索・検査

正解(2)

- (1) 正しい。 枝文のとおり (刑訴法 222 条 1 項・115 条)。
- (2) 誤り。 女子の身体を検査をする場合には、医師又は成年の女子を立ち合わせなければならない (刑訴法 222 条 1 項・131 条 2 項)。この場合の立会いは、被処分者が立会いを要しない旨の意思表示をしても省略することはできない。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。女子の身体を「捜索」する場合 (刑訴法 222 条 1 項・115 条) と異なり、女子の身体を「検査」する場合には、急速を要するときの例外は定められていない (刑訴法 222 条 1 項・131 条 2 項)。
- (4) 正しい。 逮捕に伴う無令状捜索の場合も、女子の身体を捜索するときには、成年の女子を立ち合わせなければならないが、急速を要するときにはこれを要しない (刑訴法 222 条 1 項・115 条ただし書)。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。身体検査をする者が成年の女性警察官であれば、別に医師又は成年の女子を立ち合わせることを要しない。